

内と定めらる、時の太政官日誌に云く、

「先般其管内安房國安房郡洲宮村洲宮神社ヲ延喜式内后神社ト相定指令候處、猶詮議之筋有之、右者取消
更ニ同郡洲崎村鎮座洲崎社ヲ以テ、延喜式内后神天比乃理刀咩命神社ト相定候條、此段相達候事、

明治六年四月十四日

教 部 省

と、かく嚴達せられたりしが尙未だ以て定説と認むる能はず、當社を一宮と稱するに對し、洲宮神社を二宮と稱するの點は、本末を指すものゝ如しと雖も、社領當社の五石なるに對し洲宮七石、當社明細帳「多年佛徒ノ奉祀トナリ、舊記并祭典故事等皆亡失シ、今ニ存スルモノナシ」と記すに反し、洲宮には數通の文書を藏し、且つ安房神社神幸等の事あり、況んや、金九家系當社を拜殿とし、洲宮を奥殿とするに於てをや、按するに洲宮洲崎は元と一社兩殿たりしものなるべし、尙洲宮を參照すべし、同年五月三十日、洲宮と共に縣社に列す、社殿は本殿、拜殿、其他廻廊等にして、境内は四百七坪、官有地第一種たり。

境内神社

八雲神社 稻荷神社 事毘羅神社 船玉神社

例 祭 日 八月二十一日

神饌幣帛料供進 明治三十九年十二月二十五日

會計法適用 明治四十一年十月二十三日
指定年月日 告示第三百十四號

氏子戸數 六十一戸
崇敬者員數

○千葉縣安房國安房郡神戶村大字洲宮

縣 社

洲 宮 神 社

祭 神 天比理刀咩命

祭神は天太玉命の後神なり、傳云ふ、神武天皇元年辛酉四月中卯日、天富命、勅許を蒙りて魚尾山に奉祀すと當時其山海邊に在り、故に洲神、又は洲宮と稱す、今に同山上洲宮の字あり、慶長元和の水帳も、亦之を記せり、後ち海面漸次干潟となり、現今海を距る七町餘に至る、龜山天皇文永十年癸酉災上の爲め、今の地に奉遷す、社領は七石、古來洲宮藤原二村の氏神たり、參酌社説、大日本國誌、神社分限帳 明治六年、縣社に列す、社殿は本殿、中殿、拜殿等あり、境内は二百七十坪、官有地第一種たり。

延喜式の後神天比理乃咩命は、其書に載すが如く洲神一本作洲崎神にして、國史現在社なるが、本郡洲神又は洲崎神と稱するもの二あり、即ち當社及び洲崎神社とす、學者其の見る所に據りて、或は當社を以て之に擬し、或は洲崎を以て之に擬せしが、明治五年、當局者は、一時當社を以て式社と定めしも、翌六年之を取消して、更に洲神社を以て式の後神天比理乃咩命神社とせり、當時の太政官日誌に云く、

「先般其管内安房國安房郡洲宮村洲宮神社ヲ延喜式内后神社ト相定指令候處、猶詮議之筋有之、右者取消
更ニ同郡洲崎村鎮座洲崎社ヲ以テ、延喜式内后神天比乃理刀咩命神社ト相定候條、此段相達候事、

明治六年四月十四日

教 部 省

更に五月十九日教部省達に云く、

「壬申九月中、洲宮神社ヲ以テ、式社ト相定候儀ハ、同社ハ舊記等現在シ、且安房神社へ神幸之祭式モ有之、